

建築用コンクリートブロック 解説

訂 正 票

位置	誤	正
<p>解説 6.1.2</p>	<p>骨材に関して、…。さらに、骨材は、アルカリシリカ反応性について無害であることを確認しなければならない。ところで、近年の傾向として、…、骨材には再生資材である再生骨材や…。</p>	<p>骨材に関して、…。したがって、骨材は、規定の試験によってアルカリシリカ反応性について無害であることを確認するか、それ以外の場合はアルカリシリカ反応抑制対策を講じて使用しなければならない。</p> <p>ところで、近年の傾向として、…、骨材には再生資材であるコンクリート用再生骨材や…。</p>
	<p>…。したがって、リサイクル材の使用に当たっては、その製造過程や含有成分を十分に検討した上で、重金属類の溶出量を溶出量試験によって求め、安全性を確認しなければならない。ここに、溶融スラグを骨材とした場合は、TR A 0016（一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物を用いたコンクリート用細骨材）並びに旧厚生省の“一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について（平成 10 年 3 月 26 日、旧厚生省通達，生衛発第 508 号）”の“一般廃棄物の溶融固化物に係る目標基準”による。また、重金属類の溶出量試験は、JIS K 0058-1（スラグ類の化学物質試験方法—第 1 部：溶出量試験方法）の規定する方法による。</p>	<p>…。骨材として使用するリサイクル材は、JIS A 5021（コンクリート用再生骨材 H）、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）等の規格に適合するものとする。</p>
	<p>以上のことを踏まえ、…。ただし、この規格では、骨材として用いるリサイクル材として、コンクリートの品質確保に問題があるとされる再生骨材、溶融スラグ骨材等の再生資材を想定している。</p>	<p>以上のことを踏まえ、…。ただし、この規格では、骨材として用いるリサイクル材としては、溶融スラグ骨材等の再生資材を想定している。</p>

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 18 年 12 月 1 日作成